

# 5月は消費者月間です

デジタル化の時代に求められる消費者力とは

【問い合わせ先】 市民協働課 (☎ 42 - 9111 内線2612)

**デ**ジタル化やAIなどの技術が急速に進展し、消費者を取り巻くサービスやコミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解力、情報に対する批判的思考力、適切な情報の収集・発信力をアップデートし続けるとともに、「気づく・断る・相談する」という基礎的な力も引き続き高めていくことが求められています。

## 桜井市消費生活センターってこんなところ

「商品やサービスの契約でトラブルになった」「製品を使っていてけがをした」など、消費生活に関する苦情・相談・問い合わせを受け付けています。また、インターネットトラブルの低年齢化を受け、相談員が市内の小中学校を訪問し、情報モラル講座を実施しています。

消費者トラブルの解決には、できるだけ早く相談することが大切です。困ったときは一人で悩まず消費生活センターなどに相談してください。相談は無料、秘密は厳守されます。



- ▶開設日時 月・火・水・金曜日（祝日、年末年始除く）  
10：00～16：00  
（初回受付時のみ15：30まで）
- ▶場所 市分庁舎1階（2月に移転しました）

**問** 桜井市消費生活センター (☎ 42 - 9111 内線 263)  
開設日時以外は消費者ホットライン 188 へ。

## 出前講座を利用してください

町内会・老人会など各種団体の勉強会・研修に消費生活センターの相談員が、悪質商法の手口やよくある消費者トラブルの事例と対処法について説明する講座を行っています。



- ▶対象 市内在住・在勤（学）で10名以上の団体
- ▶費用 無料
- ▶申込方法 受講希望日の2週間前までに、電話で市民協働課へ

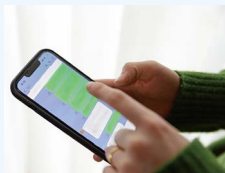
## 消費者啓発パネル展示

消費生活に関するパネルを展示します。

- ▶日時 5月7日(水)～17日(金)
- ▶場所 市役所本庁舎1階地域交流センター

## 気を付けて！インターネットの落とし穴

投資的詐欺に関する相談が増加傾向にあります。マッチングアプリやSNSで知り合った人からの紹介などをきっかけとした手口が多数寄せられています。困ったときは一人で悩まず消費生活センター・警察・家族などに相談してください。



### こんな事例がありました

- マッチングアプリで知り合った異性から海外のネットショップに出店すれば儲かると説明され、登録し

た。次々に商品が売れたが、その度に仕入代を請求され、段々高額になり支払えなくなった。

- SNS 広告を見て投資グループに登録し、FX 取引の成功話を聞き、投資を始めると利益が出た。しかし、アプリ上で利益は出ているのに出金するには、高額な税金を支払わなければならないと言われた。
- パソコンでサイトを閲覧中、突然警告音が鳴り「ウイルスに感染している」と画面に表示され、そこに書かれた電話番号へ電話をかけた。すると、遠隔操作されサポートが必要と言われ、クレジットカード番号を教えたしまった。